

放送法では、放送の真実性の確保及び被害者の救済を図る観点から、訂正・取消放送制度が設けられるとともに、被害者による番組内容の確認、放送番組審議機関の資料として、放送番組の保存を義務づけている。

1 訂正・取消放送制度

概要

- ・ 真実でない事項を放送したという理由によって、権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人は、放送の日から3ヶ月以内に、その放送を行った放送事業者に対して、訂正又は取消の放送を請求することができる。
- ・ 請求を受けた放送事業者は、遅滞なく調査し、真実でないことが判明した場合、訂正又は取消の放送をしなければならない

(放送法第9条第1項)

- ・ 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも同様とする。

(放送法第9条第2項)

- ・ 第9条第1項による訂正・取消放送の実施状況は、放送番組審議機関に報告しなければならない。

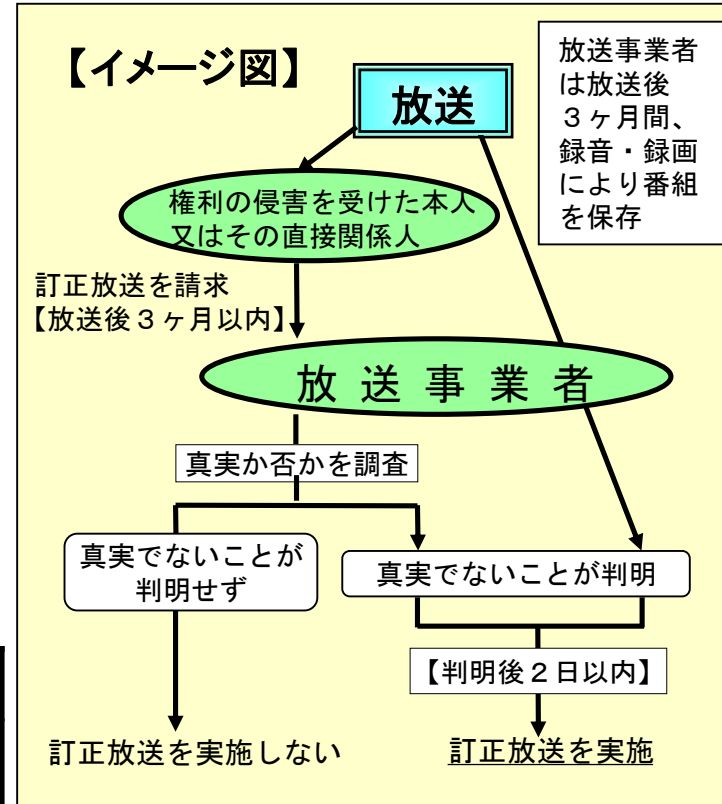
(放送法第6条第5項)

実施状況

※第9条第1項の規定に基づく訂正放送の実施状況。()内は、請求件数。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施件数	2 (2)	3 (3)	5 (6)	3 (3)	6 (6)	5 (6)	2 (3)	1 (1)	2 (2)	1 (1)

【イメージ図】



2 放送番組の保存

審議機関又は訂正放送の関係者(被害者など)が視聴その他の方法により確認できるよう、原則として放送後3ヶ月間は放送番組を保存する義務 (放送法第10条)

○ 放送法(昭和25年法律第132号) (抄)

(訂正放送等)

第九条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

(放送番組の保存)

第十条 放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間(前条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事案が三箇月を超えて継続する場合は、六箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間)は、政令で定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機関又は同条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなければならない。

○ 放送倫理基本綱領(平成8年9月19日制定) (抄)

(社)日本民間放送連盟と日本放送協会は、各放送局の放送基準の根本にある理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするために、この放送倫理基本綱領を定めた。

- ・ 放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持し なければならない。放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようつとめる。また、万一、誤った表現があつた場合、過ちをあらためることを恐れてはならない。
- ・ 報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる。

- ヨーロッパでは「国境なきテレビ指令」(1989年制定。2007年に「視聴覚メディアサービス指令」に改名。その後も累次改正)において、間違っただ放送で損害を被った者に反論権又は同等の救済を行う義務について規定。EU各国で法制化されている。

【視聴覚メディアサービス指令(仮訳)】テレビ放送における応答権

第28条

1. 加盟諸国が民法、行政法もしくは刑法にもとづき採択した他の諸規定を損なうことなく、正当な利益、特に評判および名声がテレビ番組で間違っただ事実を放送されたことで損害を被ったあらゆる自然人もしくは法人は、国籍を問わず、反論権もしくは同等の救済を有していなければならない。加盟諸国は、この反論権もしくは同等の救済の実際の行使が不当な条件を課せられて妨げられないように保証するものとする。当該反論は、具体的に要請された後妥当な時間内に、当該要請が言及している放送に相応しい時に相応しい方法で放送されるものとする。
2. ～5. 略

- 韓国では「放送法」(2000年全文改正)において、放送で事実誤認や名誉毀損などの被害を受けた者による反論報道請求権を規定(2005年、「言論仲裁および被害救済等に関する法律」に規定移動)。現在も有効な規定である。

【言論仲裁および被害救済等に関する法律(仮訳)】第16条(反論報道請求権)

- ①事実の主張に関するマスコミ報道等によって被害を被った者はその報道内容に関する反論報道を言論社等に請求することができる。
- ②第1項の請求には、言論社などの故意過失や違法性を要しないものとし、報道内容の真実かどうかを問わないものとする。
- ③略

- 米国ではFCC規則で「公正原則」(放送事業者が対立見解のある公的問題を扱った場合、攻撃を受けた側に適正量の反論時間を無料提供する等の義務)が規定されていたが、1989年に廃止。

また、FCC規則では1959年より個人攻撃ルール(公共の問題に関わる個人に対して攻撃が行われた場合における、①放送から1週間以内での被攻撃者への通知義務、②放送番組のコピー(又はスクリプト、テープ)の提供義務、③放送局の設備を用いて応答する機会の提供義務を規定)と政治的編集ルール(放送局が特定の政治候補者を支持した場合における、対立候補(またはその代理人)に対する放送局の設備を用いて応答する機会の提供義務を規定)も規定されていたが、公正原則の廃止を踏まえて、現在では規定が廃止されている。

現在、視聴者は放送事業者に訂正放送を求めても、放送事業者がそれに応じない場合には、視聴者は訴訟を起し、裁判所に判断を委ねることになる(※)。

(※)ただし、一般的な苦情についてはFCCが受け付け、通信法、FCC規則に違反しているとFCCが判断した場合には、放送事業者に罰金等を課す。

英国

- ◆ BBCは、TrustedNewsInitiative(※)と共に、2019年英国総選挙、2020年台湾総選挙、新型コロナウイルス、2020年米国大統領選挙中の偽情報の拡散を防ぐための早期警告システムを導入した。同システムでは、人命を脅かしたり、民主主義を混乱させたりする偽の情報を加盟社が発見した時に、迅速に警告し合うことで、偽の情報が定着する前に、弱体化させることを目的としており、さらに、信頼できるニュースブランドから来たと主張するなりすましの偽コンテンツを特定することにより、加盟企業の信頼を損なうコンテンツを報告し合う役割も持っている。

※ Trusted News Initiative(TNI)は、有害な偽情報・誤情報に関する知見や対策方法を共有する国際的なネットワーク。2019年の英国総選挙時における偽情報対策として、BBCによって設立されたもので、ワシントン・ポスト、Twitterなど、世界各国のメディアが連携しており、日本ではNHKが2022年11月より参加。

- ◆ 外務・英連邦・開発省(FCDO)は、2016年から、BBCワールドサービスの拡大支援のために、助成金を出しており、その中には、偽情報対策のための300万ポンド(2021年)が含まれている。また、2023年には、ロシア国家からのプロパガンダが強まる中、BBCワールドサービスがウクライナとロシアの人々に独立した公平で正確なニュースを届け続けられるよう、410万ポンドが提供されている。

仏国

- ◆ 2017年のフランス大統領選においては、フェイスブックがフランスのメディア(フランステレビジョン、ルモンド等の8社)とともにフェイクニュース拡散防止のために共同の取り組みを実施した。専用ポータルにアップされた虚偽の疑いのある配信ニュース等について、8社のジャーナリストが信憑性を検証し、2社以上が虚偽であると証拠を示して証明すると、「虚偽ニュース」という警告が記事に付されるというもの。